旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除（関東経済産業局所管分）に対する意見の募集について　に対する意見への回答
＜意見募集期間：令和８年６月１５日（月）～令和８年７月１５日（水）＞

御意見No.	御意見	回答
1	維持評価に、「適正な競争関係が確保されていると評価できる」と有るが、いずれも 広域の大企業ではないのか。 独占状態で その様な判断はおかしいだろう。 見直しを求める。	指定旧供給地点の指定の解除については、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」に基づき、旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア、他のガス小売事業者又は他燃料事業者との競争状況等を確認し、解除基準への該当性を判断することとしています。 指定解除の可否については、当該指定旧供給地点における競争状況等を踏まえ、個別に評価することとしています。したがって、事業者が広域で事業を行っているか、又は大企業であるかといった事業者の規模をもって、指定解除の可否を判断するものではありません。 なお、解除基準に該当する場合であっても、必ずしも適正な競争関係が確保されていると評価できないケースもあることから、解除基準への該当性のみをもって、直ちに指定解除の可否を判断するものではなく、消費者から幅広く意見を募集するパブリックコメントや、電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取を行い、指定解除の可否について総合的な評価を行っていくこととしています。 また、仮に指定が解除されることとなった場合においても、一般的な市場監視等を通じて、小売料金の合理的ではない値上げが行われていないか等を確認することにより、需要家の利益の保護を図るとともに、更なる競争促進施策を通じて、需要家利益の増進に努めてまいります。